

外国人技能実習制度の適正化に向けた取組

在ベトナム日本国大使館

ベトナムにおいて技能実習生の訪日費用低減のためにすべき取組

技能実習生の訪日費用低減

必要な取組

具体的に求められる取組

悪質な送出機関等の排除

- 送出機関・監理団体・受入企業に対する監督強化
- 悪質な送出機関等の情報収集

関係者への情報発信

- 訪日希望者を対象とした情報発信・注意喚起、有益な体験談等の情報提供
- 技能実習生受入企業の皆様へのお願い・注意喚起

ブローカーの排除

- ブローカーを介さず自分で仕事情報・送出機関にアクセスできる環境整備
- 送出機関がブローカーを介さずに人材募集できる環境整備

商慣行の改善

- 訪日希望者の負担に転嫁される可能性のある、送出機関による過剰な接待・営業の根絶に向けた業界ルールづくり

ベトナムにおいて技能実習生の訪日費用低減のためにすべき取組

技能実習生の訪日費用低減

必要な取組

具体的に求められる取組

悪質な送出機関等の排除

- 送出機関・監理団体・受入企業に対する監督強化
- 悪質な送出機関等の情報収集

関係者への情報発信

- 訪日希望者を対象とした情報発信・注意喚起、有益な体験談等の情報提供
- 技能実習生受入企業の皆様へのお願い・注意喚起

ブローカーの排除

- ブローカーを介さず自分で仕事情報・送出機関にアクセスできる環境整備
- 送出機関がブローカーを介さずに人材募集できる環境整備

商慣行の改善

- 訪日希望者の負担に転嫁される可能性のある、送出機関による過剰な接待・営業の根絶に向けた業界ルールづくり

悪質な送出機関等の排除

- 監理団体、実習実施者に対する実地検査、行政処分等は本邦において実施
- 当館においても、これら本邦における取組に貢献すべく、悪質な送出機関等に係る情報を収集

➤ 外国人技能実習機構による実地検査

	監理団体		実習実施者	
	実地検査数	指導件数	実地検査数	指導件数
2019年度	3,087	1,331	14,970	4,922

➤ 制度所管省庁による行政処分等

	監理団体		実習実施者	
	許可取消	改善命令	認定取消	改善命令
2020年度	13	2	77者(1,001計画)	6者

➤ 越政府当局による認定送出機関リスト除外

2020年	3機関
-------	-----

ベトナムにおいて技能実習生の訪日費用低減のためにすべき取組

技能実習生の訪日費用低減

必要な取組

具体的に求められる取組

悪質な送出機関等の排除

- 送出機関・監理団体・受入企業に対する監督強化
- 悪質な送出機関等の情報収集

関係者への情報発信

- 訪日希望者を対象とした情報発信・注意喚起、有益な体験談等の情報提供
- 技能実習生受入企業の皆様へのお願い・注意喚起

ブローカーの排除

- ブローカーを介さず自分で仕事情報・送出機関にアクセスできる環境整備
- 送出機関がブローカーを介さずに人材募集できる環境整備

商慣行の改善

- 訪日希望者の負担に転嫁される可能性のある、送出機関による過剰な接待・営業の根絶に向けた業界ルールづくり

技能実習生として訪日を希望する皆様にお願ひしたいこと

- 帰国後のキャリアも見据えた技能実習の選択をして下さい。
 - 帰国後に自分がベトナムで働く姿を想像して、「帰国後にベトナムでどんな仕事がしたいのか」⇒「そのために日本でどんな職種の技能実習をしたらよいか」⇒「その職種で働くために訪日前にどんな準備が必要か」を考えて進路を選択しましょう。
- 日本語の習得は貴重な財産になります。日本語学習を頑張ってください。
- 訪日に際して騙されないよう、正しい情報に基づいて行動してください。
 - 既に3,600ドルの手数料を支払ったのに、さらに訪日費用として高額な費用を請求された。
⇒何の名目の費用なのかをしっかりと確認し、支払いの際は必ず領収書をもらうようにしましょう。
 - ブローカーに送出国を介して紹介してもらい、ブローカーから多額の支払いを求められた。
⇒技能実習制度ではブローカーによる仲介は禁じられています。ブローカーは使わず、費用は直接送出国に支払しましょう。
 - 失踪した場合の保証金や違約金の契約をさせられた。
⇒技能実習制度では、保証金や違約金は禁じられています。このような契約を求める送出国は選ばないようにしましょう。
 - 観光ビザを渡され、訪日後に就労ビザに切り替えると言われた。
⇒そのようなことは事実上不可能です。行政機関や支援窓口にご相談しましょう。
- 看護や介護の仕事に興味がある場合は、EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者も検討してみてください。
 - 出国前の1年間の日本語訓練に係る費用や渡航費用が無料の制度です。訓練期間中は生活費も支給されます。
なお、技能実習制度は日本の技能、技術又は知識の移転を目的としているのに対し、EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者は日本の看護師・介護福祉士の資格取得を目的としています。
- 在ベトナム日本国大使館は皆様の味方です。困ったことや疑問に思うことがあれば、いつでもご連絡ください。
 - 連絡先メールアドレス：ginoujissyu.vn@ha.mofa.go.jp

B트남人の留学・就労・在留を支援する広報啓発事業 (KOKORO PROJECT)

The screenshot shows the homepage of the KOKORO website. At the top, there is a navigation menu with links for HOME, ABOUT, POST, KINH NGHIỆM CỦA TÔI, and BLOG. A language selector shows 'VN / JP'. The main header features the KOKORO logo, which consists of two hands forming a heart shape, followed by the word 'KOKORO' in red. Below the logo, the text reads: 'Hành trang kiến thức trước và sau khi tới Nhật' (Knowledge before and after coming to Japan). A paragraph below states: 'Đây là trang cung cấp nhiều thông tin có ích cho những người Việt Nam chuẩn bị đi hoặc đang sống tại Nhật Bản.' (This is a page providing useful information for Vietnamese people preparing to go or living in Japan). To the right of this text is a large photograph of a diverse group of young Vietnamese people smiling and posing together outdoors under cherry blossom trees. Below the main content area, there is a red horizontal bar. Underneath this bar, a carousel of article thumbnails is displayed. The visible thumbnails include: 1. 'Hãy đến Nhật Bản' (Come to Japan) with a date of 07/04/2021. 2. 'Việt Nam OK - Nhật Bản DAME_16 ...' with a date of 07/04/2021. 3. 'Nhanh lên thôi! Lịch trình tìm ...' (Come on, hurry up! It's time to find the schedule ...) with a date of 05/04/2021. 4. 'Làm việc ở Nhật Bản' (Working in Japan) with a date of 02/04/2021. 5. 'Hãy đến Nhật Bản' (Come to Japan) with a date of 07/04/2021. At the bottom of the page, there are logos for MAINICHI, the Japanese-Vietnamese Association (一般社団法人 在日ベトナム人協会 The Vietnamese Association in Japan), and THE NIPPON FOUNDATION.

ベトナム人技能実習生の受入れに際して企業の皆様をお願いしたいこと

- ベトナム人技能実習生は、多くの場合、「日本で職業スキルを身に付けたい」、「家族の生活をより良いものにしたいたい」という夢を持って訪日しており、初めから失踪や犯罪をするつもりで訪日する技能実習生はいません。
- このため、企業の皆様に、法令を遵守し、適切な労働条件を確保していただくことはもとより、これらベトナム人技能実習生の思いに寄り添っていただくことで、多くの失踪等を防げるものと考えています。
- しかしながら、企業の皆様に上記の取組をしていただいてもなお、高額な借金を背負って訪日した場合、「もっと稼げる仕事がある」という誘惑に駆られやすくなり、失踪や犯罪のリスクが高くなってしまいます。
- このような失踪や犯罪は、技能実習生本人にとっても不幸なことですが、受入企業にとっても、指導や受入体制整備に要した時間・費用が無駄になるだけでなく、コンプライアンス上の問題にもなりかねません。
- このため、ベトナム人技能実習生を受け入れている企業の皆様におかれましては、以下の確認を通じて、より適切なルートで技能実習生を受け入れていただくようお願いいたします。

【送出国機関を選択する際に、受入企業の皆様にご確認いただきたい事項】

※3年分の送出手数料(上限3,600ドル)、事前教育費(上限590万ドン)、健康診断、パスポート作成費用等

確認1(技能実習生に対し)訪日に際して、ベトナム政府の規定(50万円程度※)を上回る費用を支払っていないか

《確認1の結果、「ベトナム政府の規定を上回る費用を支払っている」ことが確認された場合》

確認1-1(技能実習生に対し)訪日に際して具体的に「誰に」「いくら」「何の名目で」支払いをしているのか

確認1-2(監理団体・送出国機関に対し)どの程度の失踪者を出しているか

確認2(監理団体・送出国機関に対し)失踪を招かないために、どのような取組をしているか

【参考】 送出機関を見極めるポイント

突然電話で営業をしてくる送出機関、過剰な接待やキックバックを提案してくる送出機関などは、言うまでもなく信用できませんが、この他、以下のポイントも送出機関を見極める上で参考になるかもしれません。(あくまでも傾向です。)

➤ 求人条件について、受入企業に対して現実に即した提案や相談をしているか？

職種や賃金水準によって人材確保の困難さは変わりますので、真剣に技能実習生と受入企業とのマッチングを考えている送出機関であれば、賃金水準や面接応募人数等に関して現実に即した提案や相談があり得るものです。どんな職種でも、どんな業務でも、最低賃金でも、「大丈夫です！」という送出機関は気を付けた方がよいかもしれません。

➤ 技能実習生の受入れに伴うリスクや起こり得る問題と、それに対する対策を説明しているか？

技能実習生の受入れに当たっては、失踪をはじめ、喧嘩、職場での人間関係の軋轢、日本語能力の不足、近所とのもめ事など、様々な問題が生じる可能性があります。こうしたリスクや起こり得る問題を説明でき、それに対してどのような対策を講じているのかも併せて説明できる送出機関は、これまでもこうした問題に真摯に取り組んできた送出機関かもしれません。なお、送出機関との間で技能実習生が失踪した場合について違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をする行為は法令で禁止されています。

➤ 送り出す人材の日本語能力について、正確な情報を提供しているか？

技能実習生は、訪日前に6か月程度の日本語の訓練を受けますが、外国人にとって非常に難しい日本語を短期間で習得するのは、決して容易ではありません。このため、「N4程度の技能実習生を送出します！」と言い切る送出機関に対しては、より慎重な確認をした方がよいかもしれません。教育の質を見極める上では、日本人講師(特に有資格者)の有無、ベトナム人講師の日本語レベルも参考になります。

➤ 訪日希望者から徴収している費用について、明確な説明ができるか？

訪日希望者から徴収している費用を質問しても「手数料は3,600ドルです！」という回答が返ってきます。実際には、これ以外にも、訓練費、食費、寮費、制服代、謝礼金など、様々な名目で費用を徴収していますので、どういった名目で、総額でいくら負担させているのかを明確に説明できない送出機関は、本人に高額な負担をさせている可能性があります。また、ブローカー(場合によっては送出機関の営業職員)が送出機関の仲介料を本人から別途徴収している場合もあるので、送出機関の人材募集方法についても慎重に確認する必要があります。

➤ 訪日希望者に対して、求人条件はもちろん、日本での生活に関する情報を正確に説明しているか？

人材を募集するために、訪日希望者に対して「いいこと」しか言わない送出機関もあります。日本での仕事や生活の大変さを理解しないまま訪日した場合、「聞いていた話と違う」ということになり、職場定着が困難になりますので、本人に対してどのような説明をしているのかを確認した方がよいかもしれません。8

ベトナムにおいて技能実習生の訪日費用低減のためにすべき取組

技能実習生の訪日費用低減

必要な取組

具体的に求められる取組

悪質な送出機関等の排除

- 送出機関・監理団体・受入企業に対する監督強化
- 悪質な送出機関等の情報収集

関係者への情報発信

- 訪日希望者を対象とした情報発信・注意喚起、有益な体験談等の情報提供
- 技能実習生受入企業の皆様へのお願い・注意喚起

ブローカーの排除

- ブローカーを介さず自分で仕事情報・送出機関にアクセスできる環境整備
- 送出機関がブローカーを介さずに人材募集できる環境整備

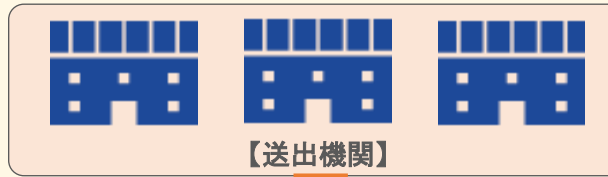
商慣行の改善

- 訪日希望者の負担に転嫁される可能性のある、送出機関による過剰な接待・営業の根絶に向けた業界ルールづくり

自分で仕事情報・送出機関にアクセスできる環境づくり

訪日希望者等が自らアクセスできるプラットフォームの構築(イメージ)

- ① 求人情報に直接アクセス
- ↓
- ② 自分のやりたい仕事を選択
- ↓
- ③ 送出機関に直接応募連絡
- ↓
- ④ **ブローカーの仲介なし!**



【送出機関】

情報登録 情報公開

プラットフォーム

【送出機関情報】

<求人情報>
職種: xxxxxxxxxxxx
勤務場所: xxxxxxx
賃金: xxxxxxxxxxxx
.....

対応職種: xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
送出実績: xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
送出費用: xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
.....

【送出機関情報】

<求人情報>
職種: xxxxxxxxxxxx
勤務場所: xxxxxxx
賃金: xxxxxxxxxxxx
.....

対応職種: xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
送出実績: xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
送出費用: xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
.....

- ① 送出機関情報に直接アクセス
- ↓
- ② 適した契約相手を選択
- ↓
- ③ 送出機関に直接求人提供
- ↓
- ④ **ブローカーの仲介なし!**



【訪日希望者】



ブローカー



ブローカー



【監理団体・企業】

ベトナムにおいて技能実習生の訪日費用低減のためにすべき取組

技能実習生の訪日費用低減

必要な取組

具体的に求められる取組

悪質な送出国等への排除

- 送出国・監理団体・受入企業に対する監督強化
- 悪質な送出国等の情報収集

関係者への情報発信

- 訪日希望者を対象とした情報発信・注意喚起、有益な体験談等の情報提供
- 技能実習生受入企業の皆様へのお願い・注意喚起

ブローカーの排除

- ブローカーを介さず自分で仕事情報・送出国にアクセスできる環境整備
- 送出国がブローカーを介さずに人材募集できる環境整備

商慣行の改善

- 訪日希望者の負担に転嫁される可能性のある、送出国による過剰な接待・営業の根絶に向けた業界ルールづくり

商慣行の改善

- 接待・営業についてはその是非を法令等で明確に線引きすることが困難
- 日越双方の業界団体(送出機関の全国団体、監理団体の全国団体等)において、接待・営業に係る業界自主ルールを策定し、ベトナム側も「提案しない」、日本側も「求めない」ように商慣行を改善する必要がある

➤ 不適切・過剰と思われる接待の例

- 面接等のために監理団体・受入企業が訪越する際に、フライト代、ホテル代を送出機関が負担
- 監理団体・受入企業が訪越した際に、観光、カラオケ、マッサージ等の娯楽を無償提供

➤ 不適切な営業の例

- 監理団体・受入企業から求人を提供された際に、送出機関が監理団体・受入企業にキックバックの提供を提案
- 訪日後に技能実習生が失踪した場合、送出機関が監理団体・受入企業に違約金を支払う契約の締結を提案
- 監理団体が送出機関に契約上支払うこととなっている送出管理費・講習委託費を裏契約で無償化することを提案

➤ 過剰と思われる営業の例

- 送出機関職員を監理団体に送出機関負担で派遣し、監理業務に必要な通訳等に従事させること

ベトナムにおいて技能実習生の訪日費用低減のためにすべき取組

技能実習生の訪日費用低減

必要な取組

具体的に求められる取組

悪質な送出機関等の排除

- 送出機関・監理団体・受入企業に対する監督強化
- 悪質な送出機関等の情報収集

関係者への情報発信

- 訪日希望者を対象とした情報発信・注意喚起、有益な体験談等の情報提供
- 技能実習生受入企業の皆様へのお願い・注意喚起

ブローカーの排除

- ブローカーを介さず自分で仕事情報・送出機関にアクセスできる環境整備
- 送出機関がブローカーを介さずに人材募集できる環境整備

商慣行の改善

- 訪日希望者の負担に転嫁される可能性のある、送出機関による過剰な接待・営業の根絶に向けた業界ルールづくり